

危害情報から見たライターの事故 ～突然火が出た、やけどをしたなど～

国民生活センター危害情報システムには、ライターから突然火が出た、爆発・破裂や大きな炎が出たことによつてけがをした、ライターの火が着ている衣類に着火して死亡事故が発生したなどの危害・危険情報が、1992年度以降2002年度（2002年12月31日現在）までに369件（全国の消費生活センター314件、協力病院55件）寄せられている。

そこで、ライターによる事故を未然に防ぐために、消費者に注意を呼びかけることとした。

1. ライターによる事故の概要

1) 危害・危険情報の概要

(1) 年度別件数

ライターによる危害(けがをした)・危険(けがのおそれがあった)情報は、1992年度以降2002年度(12月31日現在)までに369件寄せられている。1994年度以降1999年度までは毎年30件程度であったが、2000年度以降は70件前後にまで増加した(図1)。

369件のうち、ライターによる事故でけがをしたという危害件数は178件(48.2%)であった。

なお、2002年度の危害・危険件数は24件(2002年12月31日現在)で、2001年度における同期の件数は40件であった。

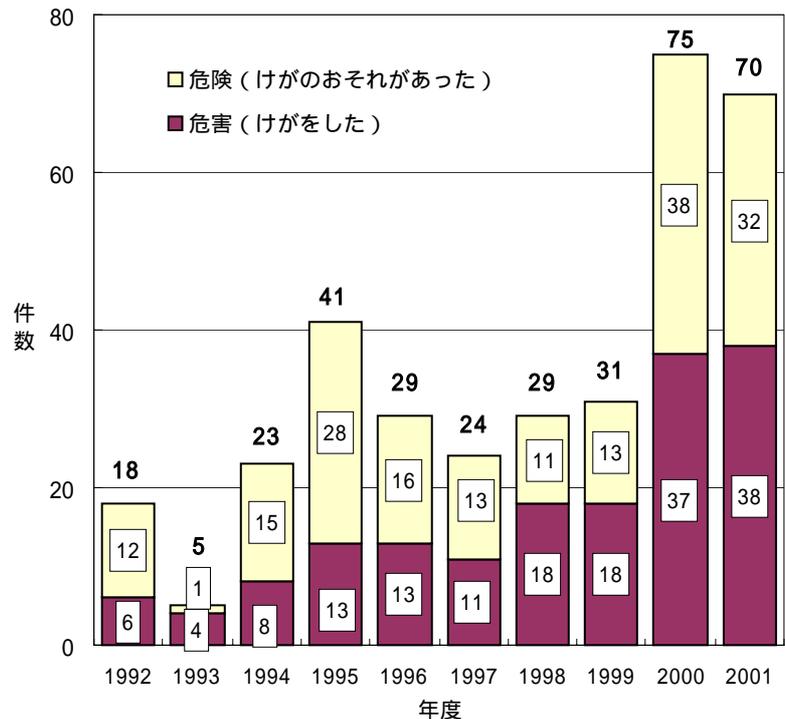


図1 ライターの年度別危害・危険件数

(2) 相談内容による事故原因別の件数

相談内容を分析すると、点火もしないのにライターから突然火が出たもの(以下、「突然発火」とする)86件(23.3%)、爆発・破裂67件(18.2%)、火を消したつもりなのに火が消えなかったもの(以下、「残火」とする)58件(15.7%)、点火時に大きな炎が上がったもの53件(14.4%)であった(図2)。

(3) 簡易ガスライター の事故件数

相談内容から、簡易ガスライターによる事故とわかったものが231件(62.6%)あった。そのうち、SGマークが表示されていると確認できたものは54件であった。

また、その他の138件は、簡易ガスライターとわからなかったものやピストル型のような玩具型のライターなどであった。

簡易ガスライター...100円前後の価格で購入できるもので、いわゆる「100円ライター」「使い捨てライター」。(参考資料1参照)

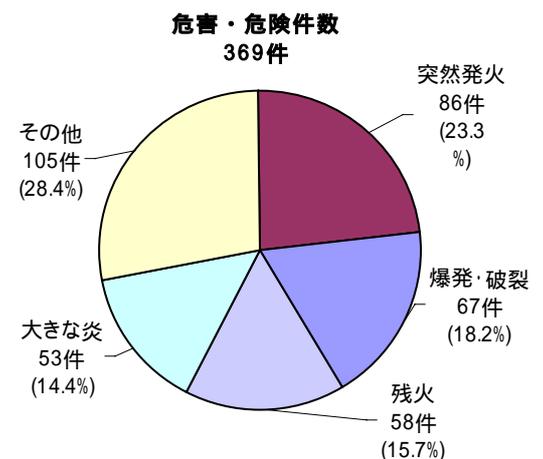


図2 相談内容による事故原因別の件数

(4) 自動車内での事故件数

自動車内で発生した事故が 69 件あった。このうち、事故原因が爆発・破裂のものが 29 件 (42.0%) と、自動車内での事故の 4 割を占めた。

2) 危害の概要

(1) けがをした人の性別、年齢別件数

性別は、男性 125 件 (70.2%)、女性 46 件 (25.8%)、性別不明 7 件で、男性のほうが女性よりも多かった。年齢別に見ると、20 歳代 43 件 (24.2%) が一番多く、続いて、30 歳代 35 件 (19.7%) の順であった。

(2) けがの内容

熱傷が 139 件 (78.1%) と圧倒的に多く、全体の 8 割を占めた。なお、その他のけがの内容は、ライターオイルが漏れたことによるなどの皮膚障害 6 件、ライターが破裂して破片が刺さったなどの刺傷・切傷 5 件、ライターの一部を噛んでしまったなどの異物の侵入 5 件などであった。

(3) けがの程度

178 件中、治療期間 1 週間未満または医者にかからなかったなどの軽症が 124 件 (69.7%)、治療期間 1~2 週間の中等症 25 件 (14.0%)、治療期間 3 週間以上の重症 12 件 (6.7%)、死亡 3 件 (1.7%) であった。なお、治療期間不明は 14 件であった (図 3)。

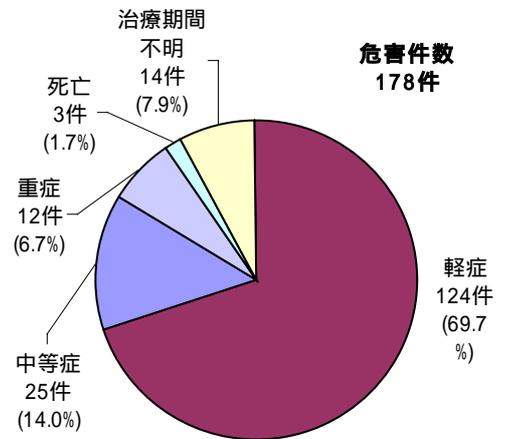


図3 けがの程度別件数

2. 主な事故事例

1) ライターの品質、構造に問題があったと思われる事故事例

(1) 突然発火による事故

道路工事現場を監督中、作業着の胸ポケットに入れていたライターから発火した。突然燃え始めたので、慌てて右手で叩いて消した。手に熱傷を負い、胸ポケットに 7~8cm 径の穴が開いた。ライターは 1 週間程前にタバコ販売店で買った。(2000 年度 20 歳代 男性)

コンビニなどで売っている 100 円ライターをタバコのケースに入れ、それをカバンに入れて持ち歩いていたら、通りがかりの人にカバンから煙が出ていると言われた。カバンを開けたら、煙がもうもうと出て、紙のタバコケースや本、書類が燃えて焦げていた。(2000 年度)

(2) 爆発・破裂による事故

タバコに火をつけようと 100 円ライターを使ったら、突然爆発し、机が焦げ、右手甲と人差し指に熱傷を負った。(2000 年度 40 歳代 男性)

歩行中にジャンパーのポケットに入れていたライターが爆発。ジャンパーが燃え、火を払おうとして手の甲に熱傷を負った。(2000 年度 40 歳代 男性)

(3) 残火による事故

100 円ライターでタバコに火をつけた後、ライターを胸ポケットに入れた。火が完全に消えずシャツと肌着が焼け、コートの一部が焦げてしまった。胸部に熱傷を負った。SG マーク付きの商品であった。(2001 年度 30 歳代 男性)

1 週間程前、駅の売店で SG マーク付きの 100 円ライターを購入。火がつきっぱなしになることがあり危険。(2000 年度)

(4) 点火時の大きな炎による事故

ライターを使用した途端、炎が上がり衣服や髪に燃え移り、顔面、頭部に熱傷を負い、入院。意識がほとんどなかった。ライターの一部が溶け、内部は空になっていた。ライターは SG マーク付きの商品であ

った。(1999年度 30歳代 男性)

河川敷で釣り中にライターを手で覆って点火すると、大きな炎が出て眉毛と髪が焦げ、まぶたが赤くはれた。とっさに左手をついたため、手首を捻挫した。消火のため蓋をしたが、液がなくなるまで燃え続けた。(1998年度 30歳代 男性)

2) 自動車内での事故事例

簡易ガスライターを車のダッシュボード上に置いていたら破裂し、フロントガラスが割れた。(2001年度)

車のシートの上にライターが落ちて発火し車も少し燃え、熱傷を負った。タバコの景品に付いていたライターだが、ボタン式で点火しやすい構造になっている。(2002年度 60歳代 男性)

3) その他の事故事例

(1) 子供の事故

子供が車内にあったライターで火遊びし、座席に火がついて全身に3度の熱傷を負った。熱傷範囲は約45%であった。死亡。(1999年度 10歳未満 女児)

居間のテーブルに置いてあったライターを噛んで遊んでいた時、ライターの部品の一部を誤飲した。(1998年度 10歳未満 女児)

(2) 着ている衣類に着火した事故

タバコに火をつけようとして、誤って衣服にライターの火が着火し、受傷した。胸部・背部に3度の熱傷を負い、熱傷範囲約75%であった。死亡。(2002年度 70歳代 男性)

タバコに火をつけたとき着ている衣類に着火し受傷した。胸部・背部に2度の熱傷を負い、熱傷範囲約40%であった。死亡。(2002年度 80歳代 男性)

3. 問題点および留意点

(1) 構造

ライターを荷物の中に入れて持ち運んでいる時や、自動車内のダッシュボードに入れておいた時に、ライターから発火した事故が発生している。点火方式(参考資料2参照)が1段階式のライターは、衝撃や周囲にある物体に接触して点火してしまうことが考えられる。

(2) 保管場所

自動車内やダッシュボードなどに放置されたライターが突然爆発・破裂する事故が発生している。

ライターは可燃性の高圧ガスが充填された危険物である。簡易ガスライターの場合、SG基準では「直射日光や50以上の高温の場所を避けること」と商品に表示することになっており、温度が高くなるところなどに放置すると爆発の危険性がある。なお、商品テスト部「乗用車内の安全を検証する」(2003年1月公表)では、炎天下の車内温度は約60に上昇し、直射日光の影響を受けるダッシュボード表面は約80にまで上昇することが確認された。

(3) 子供の事故

スーパーやデパートなどの玩具売り場やゲームセンターのゲーム機などによっては、子供でも簡単にライターを手に入れることができる。中にはピストル型やキャラクター商品の形をした玩具型ライターもあり、子供がライターを触っているうちに点火してしまう事故が発生している。また、子供が大人の真似をして火をつけたり、ライターは火がつくものということを理解しないうちに、ライターを触ってしまい、事故に至ることも考えられる。点火方式が1段階式のものよりも複数段階の操作を踏まえた上で点火するなど、点火に至る操作を複雑化すれば、子供の事故を少なくできると思われる。

4. 消費者へのアドバイス

1) 購入時

1段階式のライターは、子供でも一押しで簡単に点火できてしまう。子供のいる家庭では、例えば、ヤスリ式や、点火前に蓋を開ける操作をするものなど、複数の操作で点火するライターを購入すること。

事故が発生した時のため、ライターに製造・販売者名や製造・販売者の住所、連絡先などが記載されているものを購入すること。

簡易ガスライターでは、SG マーク付き商品の欠陥が原因で事故が起こった場合、補償対象にもなるので、SG マークの表示のあるものを目安に購入すること。

2) 利用時（事故を防ぐために）

自動車内、直射日光のあたる場所や火気の近くなどでは爆発の危険性があるので、放置しないこと。点火時に大きな炎が上がることがあるので、顔や燃えやすいものからライターを離して点火すること。また、炎の大きさの調節機能があれば確認すること。

使用後は火が消えているのか必ず確認すること。

子供の手の届くところに放置しないこと。また、周囲の物体との接触によって、何らかのほずみによって点火してしまうおそれがある。可燃物などと一緒に放置しないこと。

3) もし事故が起きてしまったら

製造物責任（PL）法での対応や、損害賠償を求めることができる SG マーク制度もあるので、事故原因調査のためにライターを保管し、事故の状況を写真などで保存すること。

けがをしたり問題があった場合は使用を中止し、近くの消費生活センターに相談すること。

5. 業界への要望

入院を要するような深刻な事故や子供の事故が起きている。

商品の安全性や品質を高め、事故がより起こりにくい商品開発を望む。

複数の操作を経て点火するような構造を必須にするなど、安全基準の改善を望む。

（本件問い合わせ先 国民生活センター消費者情報部 TEL 03 - 3443 - 1793）

この情報は、全国の消費生活センターおよび協力病院から、国民生活センター「危害情報システム」に報告された事故情報を分析したもので、消費者に被害防止のための注意を促すことを目的に提供するものである。

参考資料1 簡易ガスライターについて

(1) 市場規模

(社)日本喫煙具協会「平成13年 国内需要動向調査(喫煙具)結果概要」によると、平成13年の国内総生産(工場出荷ベース)は約2億4,000万個、また、輸入実態(輸入通関ベース)は約3億7,000万個であった。

(2) 品質に関わる規格基準

簡易ガスライターについては、(財)製品安全協会のSG基準「携帯用簡易ガスライターの認定基準及び基準確認方法」で、外観及び構造、炎の高さ、炎の状態、消火時間、耐圧性、耐熱性などの安全性に関する品質や、「子供の手に触れないようにすること」「タバコの点火だけに使用すること」などの表示について定められている。この基準に適合した商品には、SGマークが表示でき、SGマークの付いた商品の欠陥によって人身事故が起こったと認定された場合、1人最高1億円が補償される。

なお、2001年度にSGマークを表示した数量は約3億5,000万個であった。

(3) 海外での動き

CPSC(アメリカ消費者製品安全委員会)では、1994年に安全基準「SAFETY STANDARD FOR CIGARETTE LIGHTERS」を導入して、子供が簡単に操作できないよう定め、この基準に適合していない構造のライターの流通を規制している。この新基準によるライターでは、一度の操作では点火しないように、押手の下の部分にレバーやタブを設け、点火のたびにこれを解除しないとガスが放出されないなど、工夫がなされている。

また、CPSCのホームページでは「KEEP LIGHTERS AWAY FROM YOUNG CHILDREN」とし、ライターを子供の手の届かないところに置くことや、遊び道具として使わないようにするなどの注意を呼びかけている。



SG マーク

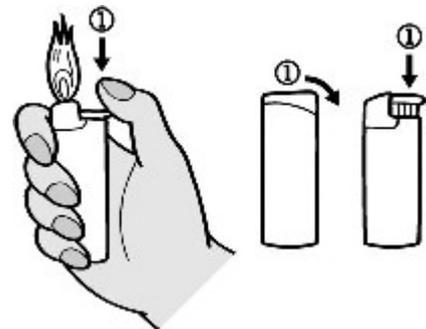
参考資料2 ライターの主な点火方式について

(1) 1段階式ライター

図中の2つのライターのうち、左側はスライド式ライター、右側は電子式ライター。

<例: 電子式ライター>

点火ボタンに一定方向の力を加えることによって一押しで点火できる。



(2) 2段階式ライター

図中の2つのライターのうち、上側は蓋付きの電子式ライター、下側はヤスリ式ライター。

<例: ヤスリ式ライター>

発火石を円形のヤスリで擦った直後、ヤスリ下部の着火レバーに力を加え続けることによって点火できる。

